

別紙

学位授与の取消しについて（概要）

2021年 4月26日
東京医科歯科大学

東京医科歯科大学では、学位授与した元大学院学生（東京医科歯科大学大学院博士課程医歯学系専攻（2019年3月26日修了））の学位論文「Doublecortin-like kinase 1 compromises DNA repair and induces chromosomal instability」（第2572号・博士（医学））に関して、下記のとおり授与した学位の名誉を汚す行為があったと判断し、学位授与の取り消しを決定し、学位記の返還を命じた。

記

1. 博士論文撤回の経緯

本学大学院医歯学総合研究科委員会博士（医学・歯学・学術）に係る学位論文審査及び試験内規では、「学位論文の提出は、査読制度のある学術雑誌に投稿し、原則として印刷公表されたものにより行うこととする。」と規定されており、当該論文も学術雑誌に公刊されている。

学位授与の根拠となった論文では、がん幹細胞との関連性が議論されている或る遺伝子の発現を高めると染色体に不安定性を生じることを報告し、発がんとの関係を議論した。当該学位論文審査において、論文に記載された研究成果および質疑応答に基づいて、審査委員会は博士（医学）の学位授与に値すると判定した。しかし、研究室内で研究を継続する過程で、論文に掲載した実験に使用した細胞株に、元々染色体に不安定を持つ細胞株が混入していることが判明した。そのため論文の主要な主張の一つを支持する根拠が失われたと判断し、論文を掲載した学術雑誌に論文撤回を申し入れ、出版元の承認を得て、論文撤回に至った。

これを受けて、医学系学位に関する委員会において、論文撤回の理由や原因、学位審査体制等の調査を行った。

2. 論文撤回に関する不正の有無

医学系学位に関する委員会では、著者らの基本的な確認不足から生じたミスに基づいた結果であり、故意に都合の良い結果を導いた事実は認められず、この論文撤回に関して不正はなかったと判断した。

3. 学位授与の取消し及び学位記の返還

医学系学位に関する委員会の調査結果に基づき、医学系研究科運営委員会において

学位授与の根拠となる論文が事実上なくなったこと、研究者として当然有すべき基本的な慎重さに欠け、間違った主張を発表した論文を学位論文として申請したこと、学位授与取り消しについて審議した。その意見を踏まえ、本学では、当該学位を授与された者が、東京医科歯科大学学位規則第18条第1項第2号に該当すると判定し、2021年4月21日、「学位授与の取消し及び学位記の返還」を決定した。

4. 再発防止に向けての取組み

本件は、所属分野の実験プロトコルからの逸脱に起因して発生したため、今後の再発を防ぐ対応策として、所属分野の教員に加え、所属分野外の教員から指導を受ける複数指導教員制を推奨し、研究指導体制をより一層強化する。